

公 示

(庄内川河川事務所管内における河川体験観察指導業務委託について)

次のとおり公示します。

平成 28 年 3 月 9 日

国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所長 石川博基

1. 公示の概要等

(1) 目的

庄内川河川事務所が管理する庄内川及び矢田川における「河川体験観察指導業務」の委託に関して、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託する区間 (場所)

履行場所は、以下の箇所を想定している。

- ・ 矢田川子どもの水辺 (名古屋市北区成願寺町)
- ・ みずとぴあ庄内川 (清須市西枇杷島町北枇杷島池)
- ・ 矢田川橋緑地 (左岸側：名古屋市東区矢田町、右岸側：守山区鳥羽見町ほか)
- ・ 庄内川左岸吉根橋下流河川敷 (名古屋市守山区吉根)
- ・ 志段味ビオトープ (名古屋市守山区上志段味字西浦)

(3) 委託期間

契約締結の翌日 から 平成 28 年 11 月 30 日 まで

(4) 団体の選定要件

団体の選定は、2. に示す参加資格要件を有することを証明する書類 (別紙) を以て審査し選定するものとする。なお、参加要件を満たす団体が複数ある場合は、申請資料審査における得点の高い者を特定する。

特定後、単価及び歩掛り協議を行い、その後、庄内川河川事務所との委託契約に関する協議成立後、契約を締結する。

2. 参加資格要件

本業務委託の対象となる者は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 河川協力団体、一般社団法人または一般財団法人であること。
- ② 一般社団法人または一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ、確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- ③ 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- ④ 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」を有すること。

3. 本業務委託契約に関する手続き等

(1) 参加資格の確認方法等

本業務委託の参加希望者は、2. に掲げる競争参加資格を有することを証するため、次に掲げる資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- ① 提出資料
 - 1) 申請書
 - 2) 一般社団法人または一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることを証する書面（河川協力団体指定準則（平成25年10月15日国水環大69号）第4一、四、五、七に定める書類）
 - 3) 河川協力団体については、河川協力団体指定証の写し
- ② 提出期間
平成28年3月10日（木曜日）から平成28年3月16日（水曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から17時00分まで
- ③ 提出場所
〒462-0052 名古屋市北区福德町5-52 電話：052-914-6924
国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所調査課地域連携グループ長 新田 良彦
- ④ 提出方法
持参又は郵送等により提出するものとする。
なお、郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着とする。

(2) 結果通知の方法等

参加資格要件の確認は、申請書提出期限の日を以て行うものとし、その結果は、平成28年3月23日までに書面にて通知するものとする。

(3) 申請書の評価方法等

申請書の評価項目等は、以下のとおりである。

- 各項目について採点を行い、その合計が60点以上の場合に審査基準を満たすものとする。
- 各項目のいずれかで0点となった場合は、審査基準を満たさないものとする。
- 配点は以下のとおりとする。
- 特定された者に対し、書面（特定通知書）により通知するものとする。

	項目	確認内容	配点
活動実績	一 継続性	近年概ね5年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。 (配点35点)	
		活動実績	① 委託内容を実行できる庄内川での実績であるか。
	継続性	② 過去から継続した実績であるか。	15点
	二 公共性	一の非営利活動が、河川管理者から後援又は共同で実施した活動、その他河川管理者との協力関係が認められる活動であること。 (配点15点)	
公共性		③ 活動実績に公共性が認められる。	15点
活動実施体制	三 実効性	過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画の実効性が認められること。 (配点50点)	
		① 過去の活動実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。	25点
		② 過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。	25点

4. 異議申し立て

参加資格要件を満たさないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次のとおり説明を求めることができる。（様式は自由とする）

① 提出期限

平成28年3月25日（金曜日）から平成28年3月31日（木曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から17時00分まで

② 提出場所：3.（1）③と同じ。

③ 提出方法：ファクシミリ又は持参もしくは郵送等により送付するものとする。

数量総括表

契約件名： 平成 28 年度 庄内川河川体験観察指導業務

費目	工種	種別	細別	名称	規格	単位	員数	単価	金額	摘要
平成 28 年度 庄内川河川体験観察指導業務										
直接人件費						式	1			
業務打合せ						式	1			
計画準備 (A)						回	15			
計画準備 (B)						回	6			
計画準備 (C)						回	15			
観察指導補助						回	15			
後片付け						回	15			
報告書とりまとめ						式	1			
直接経費						式	1			
旅費交通費						式	1			
保険加入料						式	1			
業務価格						式	1			
消費税相当額						式	1			
業務委託料						式	1			

申 請 書

1. 委 託 名 :

2. 提 出 日

・平成____年____月____日

3. 法 人 等 名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

4. 活 動 実 績

(1) 活動実績及び継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・以下に庄内川での「水生生物の調査・観察」に関する具体的な活動実績を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。
- ・「水生生物の調査・観察」に関する活動実績は、平成23年～27年までの実績 (過去5年間) としてください。
- ・《 》に、「水生生物の調査・観察」に関するおおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

■水生生物の調査・観察に関する実績について

■水生生物の調査・観察に関する活動開始時期

: 《 平成 or 昭和 ____ 年 ____ 月から 》

(2) 公 共 性 (活動実績)

- ・「水生生物の調査・観察に関する活動実績」について、次の A～D いずれかに○印を付して、《 》内に具体的な内容を記載してください（複数ある場合は複数可）。
- ・また、その実績が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料（協議書、申請書、委嘱状、表彰状等））。

A. 当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係がある。

(_____)

B. 当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動がある。

(_____)

C. 当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

D. 上記A～Cに準じた河川管理者が認めるような活動実績がある。

(_____)

5. 当該委託に関する活動実施計画

(1) 実 効 性 (実施体制、実施計画)

① 実施時期、スケジュール

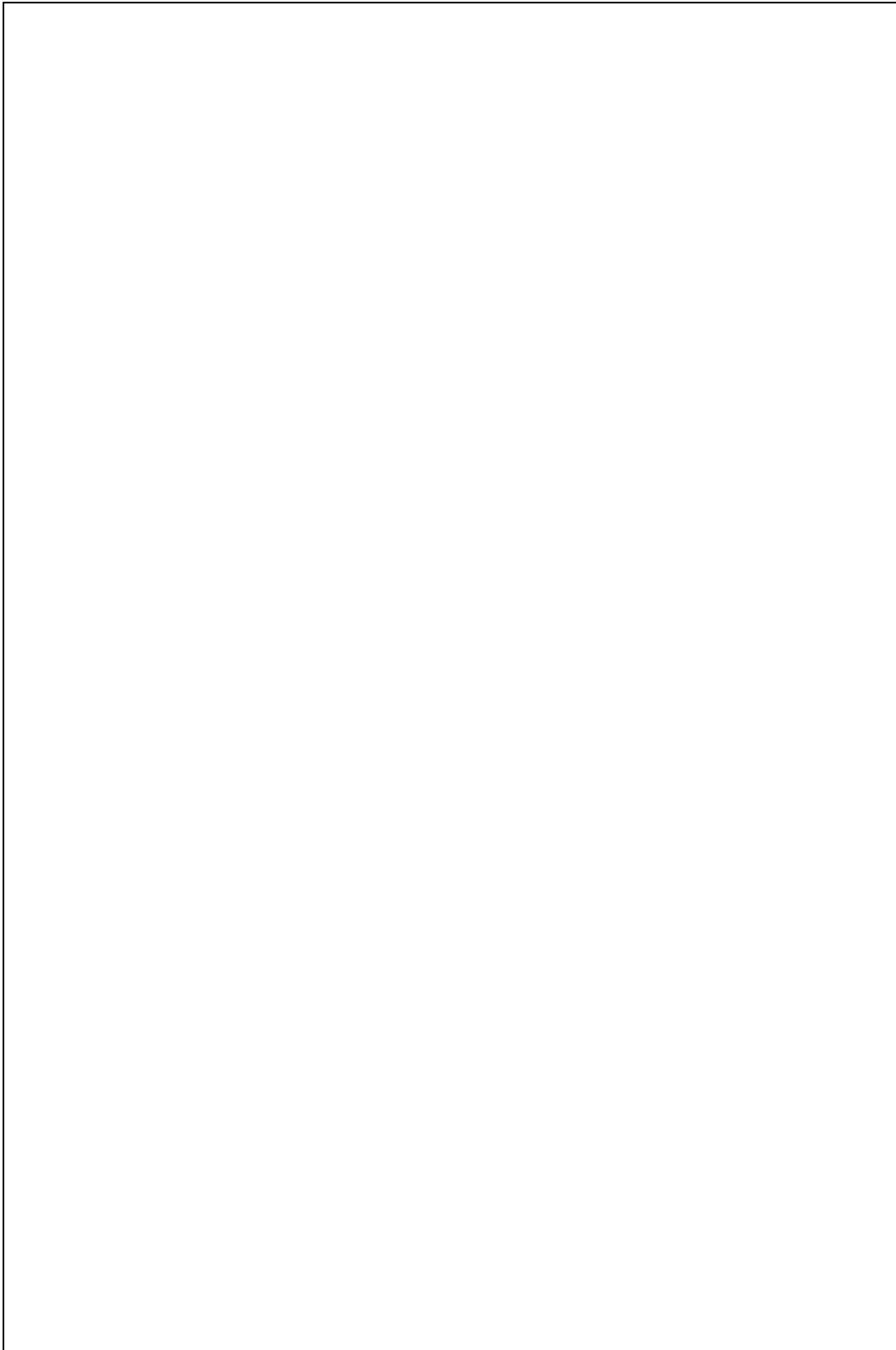
※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

② 実施内容と配置人員

※ 具体的な実施内容と配置人員を記載願います。

※ 活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。



平成 28 年度 庄内川河川体験観察指導業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、庄内川河川事務所（以下、「甲」という。）が発注する「平成 28 年度庄内川河川体験観察指導業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日より、平成 28 年 11 月 30 日までとする。

第3条 業務目的

本業務は、庄内川河川事務所が支援する河川体験活動（以下、「体験活動等」という。）について、水生生物調査及び水質調査等の観察指導を行うものである。

第4条 業務内容

本業務の具体的な実施内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備 (A)

体験活動等の前日までに大型魚類等の採捕を行った上で、それらを適切な方法で、保管・管理し、体験活動日の当日に活動場所まで持参するものとする。

(2) 計画準備 (B)

体験活動等の前日までに、体験活動場所の現地整正（補助）を行うものとする。

なお、本業務の履行は、調査職員の指定する日時及び場所で実施を行うものとする。

また、本業務は、5 月から 10 月までの間で 1 カ月に 1 回の実施を予定しているが、調査職員の指示により実施回数に増減が生じた場合については精算変更を行うものとする。

(3) 計画準備 (C)

体験活動の当日に、中～小型魚類等の採捕を実施するものとする。

(4) 観察指導

体験活動等の参加者に対し、以下に示す項目について、観察の指導を行うものとする。

なお、本項の実施にあたっては、水生生物同定及び体験学習者への説明者を確保するものとする。

- ① 注意事項及び記録用紙等への記入方法の説明
- ② 河川内における参加者の安全管理（監視等）
- ③ 水生生物の同定方法等の説明及び同定の準備作業
- ④ 水質調査の判定方法に関する説明

(5) 後片付け

観察指導補助の後には、器具の洗浄や記録用紙等の整理を行うものとする。

第5条 報告書とりまとめ

体験活動等の結果は、参加団体毎に甲が指示する様式にとりまとめて報告を行うものとする。
また、報告書作成にあたって参考とすべき資料は、別途甲から指示するものとする。

第6条 履行場所及び業務実施回数

履行場所は、以下の箇所を想定している。

- 矢田川子どもの水辺（名古屋市北区成願寺町）
- みずとびあ庄内川（清須市西枇杷島町北枇杷島池）
- 矢田川橋緑地（左岸側：名古屋市東区矢田町、右岸側：守山区鳥羽見町ほか）
- 庄内川左岸吉根橋下流河川敷（名古屋市守山区吉根）
- 志段味ビオトープ（名古屋市守山区上志段味字西浦）

業務実施回数は、全15回とする。なお、増水等に伴う中止時には、原則として体験活動の順延はしないものとするが、体験活動等の計画担当機関からの要請により、改めて実施日を定め、追加の指示を行う場合がある。この場合は、精算変更を行うものとする。

第7条 業務打合せ

業務の遂行を確実なものとするため、下記のとおり打合せを行うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 業務完了時
- ③ その他調査職員が必要と認めるとき

第8条 資料の貸与

本業務の履行にあたって必要となる資料及び器具（以下、「資機材」という。）については、甲が貸与することを基本とするが、業務の遂行上、甲が貸与できない物品等が必要となった場合については、甲と協議して対応すること。

なお、甲が貸与した資機材は、業務完了時もしくは調査職員の指示により、速やかに甲へ返却するものとする。

第9条 諸雑費

当該委託契約に基づき必要な経費（備品又は消耗品購入費並びに損害保険料加入費用）等については、精算報告書による確認を要するものとする。

第10条 旅費・交通費

当該委託契約に基づき必要な旅費交通費については、回数による精算を行うものとする。

第11条 疑義

本業務履行中に疑義を生じた場合又は記載なき事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。